

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県四日市市午起二丁目1番5号

氏 名 ミズノロジスティクス株式会社
代表取締役 水野 昌和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 吉田 肇



許可の年月日 令和 6年 5月24日
許可の有効年月日 令和11年 5月23日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀、1,4-ジオキサン、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）

以上 11種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3 許可の条件
なし

許可番号 02150201417

4 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 5月24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無